

西 協 市 職 員 措 置 請 求 第 2 号

西 協 市 職 員 措 置 請 求 に 係 る 監 査 の 結 果 に つ い て

令 和 8 年 7 月 23 日 付 け で 提 出 の あ っ た 西 協 市 職 員 措 置 請 求 に つ い て 、
地 方 自 治 法 第 242 条 第 5 項 の 規 定 に よ り 監 査 し た 結 果 を 次 の と お り 公
表 す る 。

令 和 8 年 9 月 9 日

西 協 市 監 査 委 員	棚	倉	和	久
同	浅	田	康	子

と ～ 0 8 1
令和 8 年 9 月 9 日

請求人 XXXXXXXXXX 様

西脇市監査委員 棚 倉 和 久
同 浅 田 康 子

西脇市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

令和 8 年 7 月 23 日付けで提出された西脇市職員措置請求について、
地方自治法第 242 条第 5 項の規定により監査した結果を下記のとおり
通知します。

記

1 請求の受理

本件請求は、地方自治法第 242 条の規定による請求の要件を具備
していると認め、令和 8 年 7 月 23 日付けで受理した。

2 監査の対象

本件請求の要旨を次のとおり整理し、監査の対象とした。

(1) 請求の要旨

請求人は、西脇市長が令和 7 年 9 月 30 日に「西脇市若者向け移
住定住促進事業補助金」（西脇市若者向け移住定住促進事業補助
金交付規程（以下「交付規程」という。））に基づき交付される
補助金（以下「本件補助金」という。）として支出した 300 万円
について、住宅建築に対する補助は個人の資産形成に市税を投入
するものであり違法であること、また、補助対象地域を特定の市
有地（茜が丘宅地分譲地）（以下「当該市有地」という。）に限
定していることには合理性がなく、市に 300 万円の損害を与えて
いるとして、市長に対し同額の返還を求める措置を講ずるよう請
求している。

(2) 主たる対象事項等

地方自治法第 242 条第 1 項及び請求の要旨から、本件監査対象
事項を次のとおりとした。

ア 監査対象となる財務会計上の行為について

本件請求における監査対象となる財務会計上の行為は、本件
補助金 300 万円の支出である。

イ 上記財務会計上の行為の違法性又は不当性について

- (7) 本件補助金の制度が、当該市有地における住宅建築を対象として補助金を交付する制度として、法令及び公益目的との関係において合理性を有するか。
- (8) 本件補助金の制度において、当該市有地の購入者を補助対象者としていることに、制度の目的との合理的な関連性が認められるか。
- (9) 本件補助金の交付決定及び支出手続が、関係法令及び交付規程に基づき適正に行われているか。

3 監査の実施

監査は、本件補助金を所管するまちづくり部建築住宅課（以下「監査対象部局」という。）を対象とし、地方自治法第 199条第 8 項の規定に基づき、関係書類の調査及び事情聴取を実施した。

調査に当たっては、請求人から提出された請求書及び事実証明書並びに請求人の陳述内容を踏まえ、監査対象部局から提出された関係書類を確認するとともに、本件補助金の制度の内容、本件補助金の交付決定及び支出に係る手続並びに関係法令について調査を行った。

監査期間は、令和 8 年 7 月 23 日から令和 8 年 9 月 8 日までとした。

4 請求人の陳述等

請求人に対し、地方自治法第 242条第 7 項の規定に基づき、令和 8 年 8 月 12 日に証拠の提出及び陳述の機会を与え、請求人から口頭による陳述があった。なお、新たな証拠の提出はなかった。

5 監査対象部局からの説明の要旨

- (1) 本件補助金の制度の創設目的及び背景

本件補助金の制度は、令和 7 年度予算要求時に検討のうえ、令和 7 年 4 月に施行されたものである。その背景には、「消滅可能性自治体」脱却に向けた政策の一環として、本市が深刻な人口減少に対応する必要があったことがある。

監査対象部局の説明では、平成 17 年（旧黒田庄町との合併時）から令和 6 年度までの約 20 年間に於いて、本市全体の人口が 2 割弱減少しているという状況がある。さらに深刻なのは、20 歳から 39 歳までの女性人口が 4 割程度減少しているという点である。このような若年層、特に女性の減少に対応するため、若者及び子育て世帯の移住定住促進を目的として、本件補助金の制度が創設されたものである。

(2) 法的根拠の妥当性

本件補助金の制度の法的根拠は、地方自治法第15条の規定に基づき「西脇市補助金等交付規則」が制定されており、また、本件補助金の交付対象者等については「西脇市若者向け移住定住促進事業補助金交付規程」において規定されているものである。

(3) 制度設計の合理性と公益性

本件補助金の制度は、住宅建築そのものを目的とするものではなく、当該市有地の有効活用及び若者及び子育て世帯の移住定住の促進という公益目的を達成するための施策である。移住定住のための初期負担（近年の住宅価格高騰の影響等）を軽減することにより、若者及び子育て世帯の移住定住を促進し、地域コミュニティや自治会の維持、地域経済への波及（建築業者等）、将来の行政サービスの維持等につなげるという公益目的及び政策効果を意図している。また、補助対象地域を当該市有地に限定しているのは、単に分譲促進や定住人口の増加を図るだけでなく、それらを通じて、インフラ整備が完了した良質な住宅区域へのコミュニティ集約を真に実現するためであり、政策目的に照らして十分な合理性を有するものである。

(4) 補助金額の妥当性について

補助金額（上限 250万円、市内業者との契約又は移住者の場合に各50万円を加算）は、移住定住を選択する動機となる影響力の大きい制度とするために設定したものである。この水準は、兵庫県の事業や他自治体の移住定住住宅補助、市内の他の住宅関連補助金制度と比較しても妥当であり、また、本件補助金の制度が補助対象者の要件として規定する10年間の継続居住に基づき、対象世帯の税収見込等を総合的に勘案して決定している。

(5) 本件補助金の交付手続と適法性について

本件補助金は、申請内容を審査した結果、交付規程に規定する対象者、住宅及び対象経費等の要件を満たしていることを確認したため、裁量的な判断を交えることなく補助金の交付を決定した。その後、所定の手続を経て令和7年9月30日に300万円を支出しており、関係法令及び交付規程に基づき適正に行われているため、違法又は不当な公金の支出には当たらないとしている。

6 監査の結果

(1) 事実関係の確認

関係書類の調査及び監査対象部局に対する事情聴取により、次の事実を確認した。

ア 本件補助金の制度の概要及び枠組み

本件補助金の制度は、若者及び子育て世帯の移住定住の促進を目的として、本市が所有する当該市有地を購入し、その土地に住宅を建築する若者及び子育て世帯に対し、住宅建築に要する経費の一部を補助する制度である。

補助対象者は、当該市有地を購入した若者及び子育て世帯に属する者であって、住宅に10年以上継続して居住する意思を有することなどを要件としている。また、補助金額は、工事請負契約額の2分の1以内とし、250万円を上限とするとともに、市内業者との契約又は移住者の場合には各50万円を加算することとされている。

イ 本件補助金の交付手続

本件補助金については、補助対象者から交付申請書等の提出を受け、関係部局において交付規程に基づき審査し、交付決定を行っている。その審査において、交付規程に定めのない基準を設けるなどは行われていない事実を確認した。その後、実績報告書の提出を受け、補助金額を確定したうえで、令和7年9月30日に300万円を支出したことを確認した。

ウ 本件補助金の制度の実績及び効果

本件補助金の制度に基づく令和7年度の実績は2件（1件目は本件対象の300万円、2件目は250万円、合計550万円）であり、当該市有地に2件の新築住宅が建築され、子育て世帯計6人の移住定住につながっている事実を確認した。初年度としては限定的であるものの、人口増加、税収増加及び地域コミュニティの維持といった期待される効果が現れ始めているものと認められる。

(2) 監査委員の判断

ア 法令上の根拠と判断の基本的な考え方

住民監査請求制度は、地方公共団体の財務会計上の行為について違法又は不当なものがあると認められる場合に、これを是正することを目的とする。本件において適用される主要な法令は地方自治法第232条の2であり、同条は「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定している。

したがって、本件補助金の制度について、その目的、対象者、補助額等の制度設計に公益上の必要性が認められるか、また、その判断に裁量権の逸脱又は濫用があるかという観点から検討する。

イ 本件補助金制度における公益上の必要性の判断

請求人は、若者の長期間居住や移住定住の促進には一定の合理性があることは認めつつも、雇用創出などの具体的な公益的效果が見当たらないと主張している。さらに、住宅取得によって市に生じる固定資産税についても1世帯当たり年間10万円程度にとどまり、市の財政を十分に潤す効果は期待できないため、公益上の必要性がないと主張している。

しかし、本市においては、約20年間で20歳から39歳までの女性人口が4割程度減少するなど深刻な人口減少に直面しており、若者及び子育て世帯の移住定住促進は、この行政課題に対する直接的な対応である。また、監査対象部局の試算によれば、固定資産税だけでなく市民税等も含め移住者1世帯当たり10年間で約470万円の税収見込みがあり、一定の財政的效果が見込まれる。さらに、市内業者の活用による地域経済への波及効果や、新規住民による自治会活動の維持等、複合的な公益的效果も期待されることから、特定の雇用創出や固定資産税のみをもって公益性を否定することはできず、地方自治法第232条の2に規定する「公益上必要がある場合」に該当するものと判断する。

ウ 個人資産形成への公金投入の適法性

請求人は、本件補助金の制度が実質的に個人の資産形成に市税を投入するものであり、違法であると主張している。

確かに本件補助金の交付により、補助対象者の住宅建築費の負担が軽減され、結果として個人の資産形成に経済的利益が生じる側面はある。しかし、補助金の交付により個人に経済的利益が生じることと、その補助金の交付が直ちに違法又は不当となることとは別に判断する必要がある。

地方公共団体が個人に対して補助金を交付する場合においては、その補助によって個人に経済的利益が生じることのみをもって、直ちに地方自治法第232条の2に規定する「公益上必要がある場合」に該当しないとは言えず、当該補助の目的、行政目的との関連性及び制度の内容等を踏まえて判断する必要がある。

本件補助金の制度は、個人の住宅取得又は資産形成そのもの

を目的とするものではなく、若者及び子育て世帯の移住定住の促進、当該市有地の有効活用並びに定住人口の確保を図るため、その政策手段として住宅建築費の一部を補助するものである。また、補助対象者については、補助対象住宅に10年以上継続して居住する意思を有することなどが要件とされており、単に住宅取得に伴う個人の経済的負担を軽減することのみを目的とした制度とは認められない。

したがって、本件補助金の交付により、結果として補助対象者の資産形成に経済的利益が生じる側面があるとしても、そのことのみをもって、本件補助金の交付が違法又は不当な公金の支出であるとは認められない。

以上のことから、本件補助金の制度は、個人の資産形成そのものを目的としたものではなく、若者及び子育て世帯の移住定住の促進等の行政目的を達成するための政策手段として実施されているものであり、個人の資産形成に結果として利益が生じることを理由として、地方自治法第232条の2の規定に違反するものとは認められない。

エ 補助対象地域限定の合理性

請求人は、西脇市内での住宅建築であれば移住定住促進についての合理性があるが、補助対象地域を当該市有地に限定している点で合理性は認められないと主張している。

これに対し、監査対象部局は当該市有地が本市の立地適正化計画における居住誘導区域に位置し、インフラ整備が完了した優良な住宅地であること、将来的な行政サービス提供の効率化に寄与すること、初期段階では当該市有地を活用し効果を検証したうえで補助対象地域の拡大も検討する予定であること、財政的制約から年間2件程度の予算規模での実施を予定していることなどを説明している。

補助対象地域を限定することは、立地適正化計画の推進、優良な住宅地への集約、段階的な制度展開という観点から合理性が認められるものである。居住誘導区域への誘導は、計画的な都市構造の形成に寄与し、将来の行政サービス提供の効率化につながる。また、インフラ整備完了地域への誘導により生活環境の質を確保し、その後の拡大を検討するという方針は、財政的制約を考慮した現実的かつ慎重な対応である。したがって、補助対象地域を限定することについては、合理性が認められるものと判断する。

オ 本件補助金額の妥当性

本件補助金の補助金額は、工事請負契約額の2分の1を基本に上限250万円、市内業者利用加算50万円、移住者加算50万円であり、最大補助額は350万円である。

補助金の設定根拠として、監査対象部局は次のとおり複数の理由を挙げている。

第一に、令和6年当時、近隣地域の新築住宅価格が1,700万円から2,500万円の範囲であったことから、工事費の1割程度（170万円から250万円）が移住促進に効果的であると判断したということである。

第二に、既存制度との比較として、住宅耐震化促進事業では最大115万円、空き家活用支援事業では最大255万円、古民家再生促進事業では県と共同で500万円から1,000万円の補助がなされていることから、影響力の大きい金額として設定したということである。

第三に、他自治体の類似する移住定住住宅取得支援制度における補助水準も参考にし、移住促進に一定の効果が期待できる金額として設定したということである。

第四に、固定資産税だけでなく市民税等も含めた税収見込みとの比較として、対象世帯の一定のモデルを設定して試算したところ、10年間の税収見込みが約470万円となり、補助金額の設定に当たり考慮したということである。

以上のことから、補助金額は、工事費の1割程度という基準に基づき、既存制度及び他自治体の類似制度との比較においても適切な水準であると認められる。また、10年間の税収見込みや移住定住促進等の政策効果を踏まえると、補助金の支出について一定の費用対効果が見込まれる。したがって、本件補助金の制度における補助金額の設定について、著しく合理性を欠くものとは認められず、妥当性を有するものと判断する。

カ 本件補助金の交付手続の適正性

補助金の交付手続は、補助対象者からの交付申請書の提出に始まり、対象者、住宅及び対象経費等の要件の適合性を審査する事前審査、審査結果に基づく交付決定の通知、住宅建築工事の実施、棟上げ工事完了後の実績報告書の提出、実績報告に基づく補助対象経費の確定、そして確定額の補助金交付という段階を経ている。

補助金の交付決定は、提出された申請書類に基づき、妥当性があるかを審査している。

以上のことから、交付手続は、交付規程に基づき、客観的な審査が実施されているものと認められる。

キ 本件補助金の制度における違法性の有無

本件補助金の制度については、関係法令及び交付規程に基づき実施されており、人口減少抑制や税収増加、地域経済の活性化等の複合的な公益的効果が認められることから、地方自治法第232条の2に規定する「公益上必要がある場合」に該当するものと認められる。

また、本件補助金の交付により結果として個人の資産形成に寄与する側面があることのみをもって、直ちに違法となるものではなく、補助対象地域の限定についても、立地適正化計画との整合性や段階的な制度展開の観点から合理性が認められる。

さらに、補助金額は工事費の1割程度という基準に基づき設定され、10年間の税収見込み等を踏まえて妥当性が検討されているほか、交付規程に基づく手続により交付決定及び支出が行われ、交付規程に定めのない基準による判断も認められない。

以上のことから、本件補助金の制度及び本件補助金の交付について、法令に反する事実は認められず、違法な公金支出には当たらないものと判断する。

ク 本件補助金の制度における不当性の有無

本件補助金の制度は、深刻な人口減少、特に若年層の減少という行政課題に対応するために創設されたものであり、若者及び子育て世帯の移住定住の促進、当該市有地の有効活用等の行政目的との関連性が認められる。また、立地適正化計画との整合性を有するとともに、段階的な制度展開を図るものとして、制度設計に一定の合理性が認められる。

さらに、人口増加、税収の増加、地域経済への波及、地域コミュニティの維持等の政策効果が期待されるほか、10年間の税収見込み等を踏まえると、補助金額についても一定の費用対効果が見込まれる。なお、本件補助金の制度に係る歳出予算については、市議会の議決を経て適正に執行されているものである。

以上のことから、本件補助金の制度設計及び補助金額について、社会通念上著しく妥当性を欠くものとは認められず、本件補助金の制度に不当性は認められないものと判断する。

(3) 結論

本件請求において、請求人が最も強く主張するのは、本件補助

金には具体的な公益上の必要性が認められず、地方自治法第 232 条の 2 の規定に違反するという点である。

しかしながら、本件補助金の制度は、深刻な人口減少という本市の喫緊の課題に対応するため、若者及び子育て世帯の移住定住の促進、当該市有地の有効活用等を目的として実施されるものであり、将来の定住人口の確保、地域経済への波及、地域コミュニティの維持等、複合的な公益上の効果が期待されることから、地方自治法第 232 条の 2 に規定する「公益上必要がある場合」に該当するものと判断する。

そのうえで、請求人が指摘する「個人資産形成への違法な公金投入」については、本件補助金の交付により補助対象者の資産形成に結果として経済的利益が生じる側面があるとしても、補助の目的が個人の資産形成そのものにあるものではなく、前記の行政目的を達成するための政策手段として実施されていることから、そのことのみをもって違法又は不当な公金支出となるものではない。

また、「補助対象地域の限定」についても、当該市有地の有効活用に加え若者及び子育て世帯の移住定住の促進を図るという制度目的との関連性が認められ、本市の立地適正化計画との整合性や段階的な制度展開という観点からも、合理性を欠くものとは認められない。

したがって、本件補助金の制度の創設及び本件補助金の交付について、地方自治法その他の関係法令に違反する事実又は社会通念上著しく合理性を欠く事情は認められず、違法又は不当な公金の支出であるとは認められない。また、本件補助金の支出によって市に財務会計上の損害が発生したとも認められない。

よって、請求人が求める市長に対する 300 万円の返還請求その他必要な措置を講ずる理由は認められないため、本件請求は理由がないものとして、これを棄却する。